

令和4年2月吉日

トラック輸送を利用される  
荷主の皆様へ

国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局  
一般社団法人 愛知県トラック協会

### 燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入について（お願い）

日頃は、トラック運送事業に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大による輸送量の減少により、事業経営に大きな影響を及ぼしているなか、現下の燃料価格の高騰を受け、各トラック運送事業者は事業存続に係る大きな危機に直面しています。

国土交通省では、平成20年に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年改定）において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和2年4月に国土交通省が告示した「標準的な運賃」では、軽油価格を100円/ℓで算出されており、それを超えた場合は、別に収受するよう定めています。

一方で、燃料価格の高騰分については、多くのトラック運送事業者が収受できていないのが実態であり、トラック輸送を利用される荷主の皆様のご理解が欠かせません。

つきましては、燃料価格高騰による事業者の窮状をご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 燃料サーチャージ制の導入について

輸送依頼をする各事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め（「標準的な運賃」では100円/ℓ）、燃料サーチャージ制を導入していただきますようお願いいたします（別添リーフレット参照）。

※参考：軽油価格の推移 令和2年11月 89.2円/ℓ→令和3年11月 120.3円/ℓ  
(全日本トラック協会調査 (スタンド価格))

なお、トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

## 2 「標準的な運賃」の活用について

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、令和2年4月、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」が国土交通大臣から告示されました。（別添パンフレットを参照）。

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ○中部運輸局 愛知運輸支局 輸送担当 | TEL：052-351-5312 |
| ○（一社）愛知県トラック協会 業務課 | TEL：052-871-1922 |



## ご不明な点は各地の相談窓口へ

国土交通省では、適切な運賃・料金の収受について、トラック事業者からの疑問・相談について、各地方運輸局、各地方運輸支局の相談窓口を設けております。

### 国土交通省 トラック輸送適正取引相談窓口

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575	自動車交通部	貨物課		06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	大阪運輸支局	輸送部門		072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査部門	011-731-7167	京都運輸支局	輸送・監査部門		075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査部門	0138-49-8863	近畿運輸局	奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号:4)
	旭川運輸支局	輸送・監査部門	0166-51-5272	滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門		077-585-7253
	室蘭運輸支局	輸送・監査部門	0143-44-3012	和歌山運輸支局	輸送・監査部門		073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査部門	0154-51-2514	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	帯広運輸支局	企画輸送・監査部門	0155-33-3286	自動車交通部	貨物課		082-228-3438
東北運輸局	北見運輸支局	企画輸送・監査部門	0157-24-7631	広島運輸支局	輸送・監査部門		082-233-9167
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	鳥取運輸支局	輸送・監査部門		0857-22-4120
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)	島根運輸支局	輸送・監査部門		0852-37-1311
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)	岡山運輸支局	輸送・監査部門		086-286-8122
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2154 (ガイダンス番号:3)	山口運輸支局	輸送・監査部門		083-922-5336
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	自動車交通部	貨物課		087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)	香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門		087-882-1357
関東運輸局	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5811 (ガイダンス番号:3)	徳島運輸支局	輸送・監査部門		088-641-4811
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248	愛媛運輸支局	輸送・監査部門		089-956-1563
	東京運輸支局	輸送部門	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)	高知運輸支局	輸送・監査部門		088-866-7311
	神奈川運輸支局	輸送部門	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	自動車交通部	貨物課		092-472-2528
	埼玉運輸支局	輸送部門	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)	福岡運輸支局	輸送部門		092-673-1191 (ガイダンス番号:2)
	群馬運輸支局	企画輸送・監査部門	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)	佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門		0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)
	千葉運輸支局	輸送部門	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)	長崎運輸支局	輸送・監査部門		095-839-4747 (ガイダンス番号:2)
北陸信越運輸局	茨城運輸支局	輸送部門	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)	九州運輸局	熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)
	栃木運輸支局	企画輸送・監査部門	028-658-7011	大分運輸支局	輸送・監査部門		097-558-2107 (ガイダンス番号:3)
	山梨運輸支局	企画輸送・監査部門	055-261-0880	宮崎運輸支局	輸送・監査部門		0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154	鹿児島運輸支局	輸送・監査部門		099-261-9192 (ガイダンス番号:3)
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642	陸運事務所	輸送部門		098-877-5140
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号:1)				
中部運輸局	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送・監査部門	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査部門	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査部門	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査部門	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査部門	0776-34-1602				

本内容について、トラック輸送の取引条件を取り決めする部署に回付し、周知をお願いいたします。

# 適正な運賃・料金の収受 燃料サーチャージへの ご理解をお願いいたします

いくら荷物を運んでも赤字では、事業を継続できません。トラック事業者が減少すると、輸送の円滑な状態は維持もできません。輸送が滞る日常を考えてみてください。コンビニ、スーパーに食品が無い！地方の農産品、水産品が都会に届かない！日本経済がとまってしまいうでしょう！

燃料価格の高騰に、76%が20両未満の小規模事業者の集まりであるトラック業界は、運賃・料金の値上げのための交渉さえできないこともあります！

24時間365日、国民生活を支えるため、日夜走り続けるトラックドライバーは、全産業平均より2割長い労働時間、1〜2割少ない賃金のため、新しい担い手が集まりません！  
**トラックドライバーの労働環境改善が必要です！**  
各社知恵を絞り何とかやり繰りして必死に事業継続をしていますがもう限界です！

燃料価格  
高騰

2023年4月から  
月60時間超  
割増賃金率50%への  
引き上げの対応

2024年問題  
時間外労働の上限規制  
960時間への対応

国内輸送の92%を担うトラック輸送はいま最大の危機！  
各社の事業継続につながる問題です

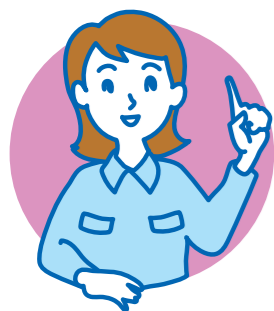
# 安定的な輸送を確保するためには 標準的な運賃と燃料サーチャージ等 適正な運賃・料金の収受が必要です



## 燃料サーチャージとは

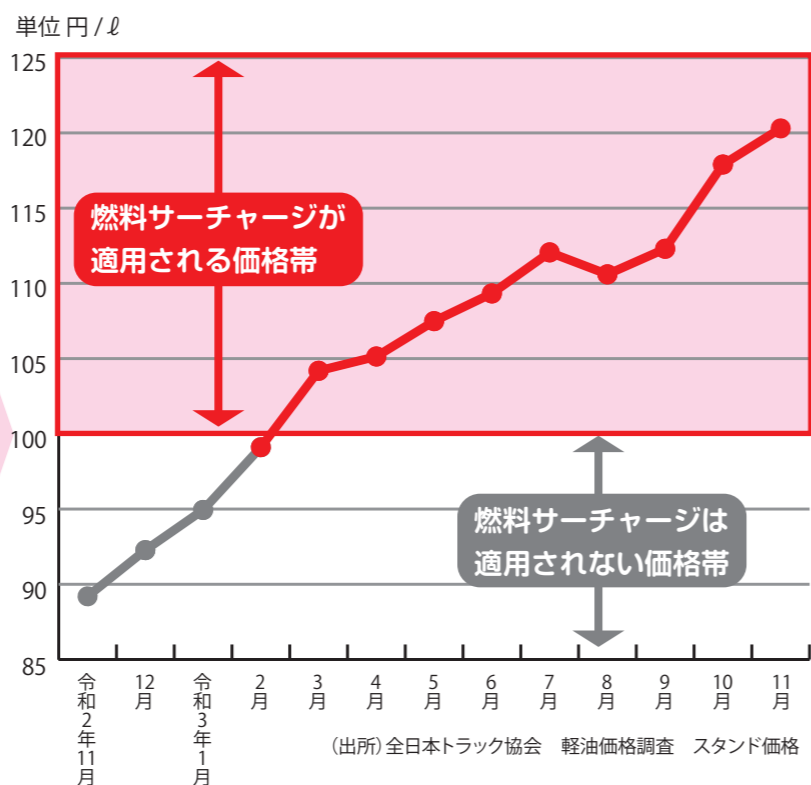
燃料サーチャージとは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

「標準的な運賃」の詳細は、  
こちらをご確認ください。



## 軽油価格の推移と燃料サーチャージの考え方

「標準的な運賃」では、  
軽油の基準価格は100円/ℓ  
に設定されており、それを上回ると  
燃料サーチャージが必要となります。



# 燃料費の上昇分の負担を拒むと 法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反する恐れがあります。

また、**貨物自動車運送事業法**による荷主等に対する「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象になります。

燃料費の上昇を踏まえた  
運賃・料金の見直しの協議を  
拒んでいませんか？

燃料サーチャージの導入要請が  
あったにもかかわらず、  
協議を拒んでいませんか？



## こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直しましょう。

## 標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」 関東運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

- 前提条件
- ・ 走行距離：1,100km (東京～福岡間) <標準的な運賃 316,590円>
  - ・ 燃費：3.3km/ℓ
  - ・ 燃料価格上昇額を仮に20円上昇とすると→算出上の燃料価格上昇額 17.5円 (※注)

計算式

$$= \frac{1,100 \text{ (km)}}{3.3 \text{ (km/ℓ)}} \times 17.5 \text{ (円/ℓ)} = 5,834 \text{ 円}$$

(標準的な運賃の約2%)

※注 標準的な運賃の通達では、基準価格100円～105円は「算出上の燃料価格上昇額」が2.5円とされています。以降価格が5円上昇ごとに「算出上の燃料価格上昇額」も5円上昇するよう規定されています。そのため、20円上昇の場合は、「算出上の燃料価格上昇額」は17.5円となります。

国土交通省  
「燃料サーチャージガイドライン」



国土交通省  
「標準的な運賃 燃料サーチャージについて」

